

# 長野県脱炭素社会づくり条例（通称：ゼロカーボン条例）について

## 1 条例制定の背景

地球温暖化に伴う気候変動や、プラスチック廃棄物といった地球規模の環境問題及びこれらに対し長野県が行った、G20 関係閣僚会合における「長野宣言」や、都道府県初の「気候非常事態宣言」等の取組を踏まえ、2050 年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする目標を掲げ、県民一丸となって持続可能な脱炭素社会づくりを推進することを期して、住民の代表である県議会の総意により条例を制定した。

## 2 条例の特徴

- 都道府県の条例としては初めて **2050 年度**までに二酸化炭素排出量を**実質ゼロ**にする目標を規定し、持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組を推進
- 従来の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）に加え、**リプレイス（代替素材への転換）**の推進を規定（**4R の推進**）
- エシカル消費**などこれからの社会に必要な新たな取組の推進について規定

## 3 条例の概要

### 目 的（第 1 条）

この条例は、持続可能な脱炭素社会づくりに関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、地球規模の環境保全の視点から、持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、循環型かつ災害に強い強靱な社会の実現を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### 基本理念（第 2 条）

- ① 持続可能な脱炭素社会づくりは、持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言を踏まえつつ、令和 32 年度（2050 年度）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすること（二酸化炭素の人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成することをいう。）を目標として行われなければならない。
- ② 持続可能な脱炭素社会づくりは、環境、経済及び社会の三側面に配慮しつつ、県、市町村、事業者及び県民が協働して取り組まなければならない。

## 責 務

対象者	主な内容
県（第3条）	持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進
事業者（第4条）	事業活動における、持続可能な脱炭素社会づくりのための自主的かつ積極的な取組及び県が実施する施策への協力
県民（第5条）	日常生活における、持続可能な脱炭素社会づくりのための自主的かつ積極的な取組及び県が実施する施策への協力

### 持続可能な脱炭素社会づくりのための主な施策

項 目	主な内容と取組の主体
エネルギー自立地域の確立（第8条）	<p>【 県 】 省エネルギーの推進と地域主導型の再生可能エネルギーの導入、緩和策及び適応策の推進 他</p> <p>【事業者】 エネルギーの効率的な使用、環境負荷の低い事業活動の推進</p> <p>【県 民】 エネルギー消費量の少ない家電製品の使用、住宅に係るエネルギー使用の合理化等、日常生活におけるエネルギーの効率的な使用</p>
プラスチックの資源循環の推進（第9条）	<p>【 県 】 使い捨てるプラスチック製品等から代替素材へのリプレイス、プラスチック廃棄物の発生抑制、プラスチックの再利用及び再生利用に資する取組 他</p> <p>【事業者】 プラスチックの使用量の削減、プラスチック代替素材の開発並びに代替素材を活用した製品の開発及び実用化</p> <p>【県 民】 プラスチック廃棄物の削減につながる製品の選択、市町村、事業者等が実施するプラスチック廃棄物の分別回収への協力</p>
持続可能な脱炭素社会づくりに資する産業イノベーションの創出支援（第10条）	<p>【 県 】 ・持続可能な脱炭素社会づくりに資する素材及び製品の開発及び活用の支援</p> <p>・大学、企業等との連携を強化し、産業イノベーションの創出の促進</p>
エシカル消費等の推進（第11条）	<p>【 県 】 エシカル消費の主体的な実践につながる情報提供等の普及啓発や地消地産の推進</p> <p>【事業者】 事業活動及び消費行動が人、社会、環境、地域等に与える影響を理解し、エシカル消費に資する事業活動の実践に努める</p> <p>【県 民】 消費行動が人、社会、環境、地域等に与える影響を理解し、エシカル消費の実践に努める</p>

## 施策を総合的かつ計画的に推進するための規定

項 目	主な内容
行動計画 (第7条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を作成し、公表する</li> <li>・ 行動計画策定の際、長野県環境審議会の意見を聴取する</li> <li>・ おおむね5年ごとの行動計画の見直し 他</li> </ul>
施策の実施状況の報告及び公表 (第15条)	毎年、県が講じた持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表する
財政上の措置 (第16条)	持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずる
検 討 (附則 第2項)	条例の施行後おおむね5年ごとに、施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる

## 県と他の主体との連携、支援等

項 目	主な内容
市町村との連携等 (第6条)	市町村と連携するとともに、市町村が実施する持続可能な脱炭素社会づくりのための施策に協力する
環境教育の推進 (第12条)	市町村と連携し、学校、地域社会など様々な場を通じて、実践的な環境教育を推進する
事業者等への支援 (第13条)	事業者等が行う持続可能な脱炭素社会づくりに資する取組を促進するための支援を行う
国及び国内外の自治体との協働 (第14条)	国及び国内外の自治体と協働して取り組むため、本県の持続可能な脱炭素社会づくりに資する取組の発信、先進地域の情報収集、技術情報の交換等に努める